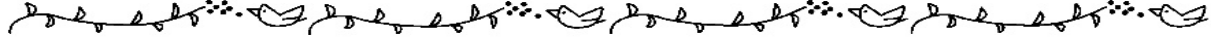




令和 7 年度

豊橋市不育症検査費の一部助成について



対象者

○豊橋市に住所があり、既往流死産回数が2回以上の方
(年齢や所得などの要件はありません。)

対象となる検査

○先進医療として行われる不育症検査
(流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査))

※先進医療の実施機関として承認されている医療機関であり、保険適用されている不育症に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関で受けた場合に限りです。

※先進医療の実施機関として承認されている医療機関については以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan02.html>

※該当の医療機関が先進医療の実施機関として承認された日以降に実施した検査に限りです。

助成額

○検査に要した費用に対して、1回の検査に係る費用の7割に相当する額(千円未満切り捨て)で、6万円を上限に助成します。



申請手続き

○必要な書類を添えてこども保健課へ申請してください。

※申請書類はこども保健課窓口での配布、またはホームページからのダウンロードをご利用ください。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/48529.htm>

申請期日

○検査が終了した日の属する年度内

※令和7年度に受けた検査は、令和8年3月31日(火)までに申請してください。



相談窓口のご案内

豊橋市では不育についての相談に応じています。

補助金の制度だけでなく、お気軽にご相談ください。

豊橋市不妊・不育専門相談窓口 ☎ 39-9160
(豊橋市保健所こども保健課内)